

## 議案第52号

### 鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正について

次のとおり鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例

鳥取県非営利公益活動促進条例（平成13年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、

当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>名実ともに地方分権が<u>進み</u>、各地方においては、それぞれ地域の個性に対応した地域づくりが競い合われている。しかし、住民の価値観の多様化が著しい今日、地域づくりを市町村や都道府県にのみ任せていては、理想の社会を実現できないことは明らかである。<u>個性豊かで活力に満ちた地域づくりのためには、住民自治の観点に立ち、地域の「自立」に向けて、地域の特性や実情に応じて、住民自らが自分たちの地域のことを決定し、自らが実践していく取組を進めることが必要になっている。</u>このような時代背景に対応するためには、住民、市町村及び都道府県が連携、協力し、互いの役割を自覚し合うパートナーシップの関係を確立していく必要がある。</p>	<p>名実ともに地方分権時代を<u>迎え</u>、各地方においては、それぞれ地域の個性に対応した地域づくりが競い合われている。しかし、住民の価値観の多様化が著しい今日、地域づくりを市町村や都道府県の<u>活動にのみ</u>任せていては、理想の社会を実現できないことは明らかである。<u>このため、住民自身が理想とする地域づくりのために、自ら考え、自ら行動することが必要になっている。</u>このような時代背景に対応するためには、住民、市町村及び都道府県が連携、協力し、互いの役割を自覚し合うパートナーシップの関係を確立していく必要がある。</p> <p>我が県では、<u>今日まで、全国に先駆けて「ジゲおこし」運動を</u></p>

我が県では、市町村合併により新たな市町村の枠組みがつくれ、今後は住民に一番身近なところで地域の实情や住民ニーズに沿った公共サービスの提供や、住民が自らの視点で課題を解決したり、地域づくりが行えるよう、分権の思想・考え方を行政から住民へと広げていくことも求められているところである。今後さらに、個性豊かで活力に満ちた鳥取県土の形成のために、県民による非営利公益活動を活発にしていかなければならない。特に、県民による非営利公益活動の中核を担うことが期待される非営利公益活動団体の支援が必要であるとの認識に立ち、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ボランティア活動をはじめとする非営利公益活動の促進に関し、基本理念を定め、県民及び県の責務を明らかにするとともに、県民による非営利公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。

展開し、県民の意識の高揚を図り、一定の成果を上げてきたところである。今後さらに、個性豊かで活力に満ちた鳥取県土の形成のために、県民による非営利公益活動を活発にしていかなければならない。特に、県民による非営利公益活動の中核を担うことが期待される非営利公益活動団体の育成・支援が必要であるとの認識に立ち、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ボランティア活動をはじめとする非営利公益活動の促進に関し、基本理念を定め、県民、市町村及び県の責務を明らかにするとともに、県民による非営利公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。

(県の責務)

第5条 略

2 県は、市町村が非営利公益活動を促進するための施策を策定し、実施するよう促すほか、必要な措置を講ずるものとする。

3 略

4 略

(業務の協働実施等)

第6条 県は、施策の策定及び実施に当たり非営利公益活動団体の知識経験を活用することができると認めるときは、当該非営利公益活動団体と協働して業務を実施し、又は当該非営利公益活動団体に業務を委託するよう努めなければならない。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、地域の実情に応じて、非営利公益活動を促進するための施策を策定し、実施しなければならない。

(県の責務)

第6条 略

2 略

3 略

(業務の共同実施又は委託)

第7条 県は、施策の策定及び実施に当たり特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）の知識経験を活用できると認めるときは、当該特定非営利活動法人と共同して業務を実施し、又は当該特定非営利活動法人に業務を委託するよう努めな

2 県は、非営利公益活動団体との協働について職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第7条 略

(意見又は提案の聴取)

第8条 略

2 県民は、前項の規定による場合のほか、県の施策に対する意見又は提案（非営利公益活動団体と協働して業務を実施し、又は非営利公益活動団体に業務を委託することを求める提案を含む。）を知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する企画部長。以下同じ。））に提出することができる。

なければならない。

(情報の提供等)

第8条 略

(意見又は提案の聴取)

第9条 略

2 県民は、前項の規定による場合のほか、県の施策に対する意見又は提案（特定非営利活動法人と共同して業務を実施し、又は特定非営利活動法人に業務を委託することを求める提案を含む。）を知事に提出することができる。

3 略

(就業環境の整備)

第9条 略

(規則への委任)

第10条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日までに延長その他の所要の措置

3 略

(就業環境の整備)

第10条 略

(規則への委任)

第11条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(検討)

2 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の  
規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて  
必要な見直しを行うものとする。

が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。